

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る
教育研究評価について(中間まとめ)(案)

平成18年 月 日

大学評価・学位授与機構 国立大学教育研究評価委員会

はじめに	2
1 教育研究評価の基本方針	3
(1) 中期目標の達成状況を基本とした評価	
(2) 教育研究の特性を踏まえ、その質の向上と個性の伸長に資する評価	
(3) 透明性・公正性を確保し、説明責任を果たす評価	
2 教育研究評価の方法	4
(1) 自己点検・評価に基づく評価	
(2) 中期目標の達成状況の評価	
評価単位	
評価対象	
・「教育に関する目標」の達成状況の評価	
・「研究に関する目標」の達成状況の評価	
・「社会との連携、国際交流に関する目標」の達成状況の評価	
評価の項目	
評価の表し方	
(3) 教育研究の水準に関する評価	
教育水準に関する評価	
研究水準に関する評価	
(4) 評価の時期	
(5) 意見の申立て	
(6) 確定した評価結果の提供・公表	
3 教育研究評価の実施体制	11
(1) 評価組織	
(2) 評価者	
【関連事項】	12
(1) 教育研究評価に必要な情報・データの収集・蓄積	
(2) 国立大学法人評価と大学機関別認証評価との関係	

はじめに

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の中期目標の期間における業務の実績に係る評価（以下「国立大学法人評価」という。）は、教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の継続的な質的向上に資するものでなければならない。また、評価に関する一連の過程を通じて、国立大学法人等の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものでなければならない。

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国立大学法人法の規定に基づき、文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人等の中期目標の期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価（以下「教育研究評価」という。）を実施して、その結果を国立大学法人評価委員会へ提供するものである。国立大学法人評価委員会は、国立大学法人等の中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うに当たり、機構の当該評価結果を尊重することになっている。

言うまでもなく、教育研究の推進は国立大学法人等の業務の中核であり、国立大学法人等の評価システムの中で、機構の行う教育研究評価は極めて重要な役割を果たすことになる。

国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）は、国立大学法人等の教育研究の状況に係る評価について審議を行うため、平成１６年９月に機構に設置された。以来、ワーキンググループを設け、評価を実施するための課題等について整理を行うとともに、国立大学法人評価委員会における「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間終了時の評価について（骨子たたき台）」（平成１７年６月）などを踏まえ評価の具体的な方策等の審議を進めてきた。このたび委員会では、現時点における審議の状況を以下のとおり整理した。

今後、委員会は、国立大学法人評価委員会とも連携を図りつつ、評価の実施に向けての具体的な評価方法、評価実施体制等、必要な事項についてさらに検討を進める予定である。

1 教育研究評価の基本方針

(1) 中期目標の達成状況を基本とした評価

- 教育研究は国立大学法人等の事業の根幹をなすものであることから、教育研究評価は、教育研究に係る中期目標の達成状況の評価を基本としつつ、国立大学法人等の教育研究の活動及び成果等の水準に関する評価も行い、これらを併せて教育研究の状況を示すことが重要である。
- また、教育研究に係る中期目標は、教育研究の質の向上に関する目標として設定されている（国立大学法人法第三十条第2項第一号）ことから、中期目標の達成状況の評価は、中期計画に記載された事項の取組状況及びその機能状況、さらに、中期目標期間中に教育研究の質が向上したか、高い質が維持されているか、という視点が重要である。
- 評価に当たっては、国立大学法人等の個性や自主性・自律性を尊重する。

(2) 教育研究の特性を踏まえ、その質の向上と個性の伸長に資する評価

- 教育と研究は有機的に関連しており、また、教育研究の成果はそれが得られるまで長期間を要する場合が少なくない。このような教育研究の特性を踏まえ、中長期的展望に立った教育研究を促す見地から、その継続的な質の向上と個性の伸長に向けた国立大学法人等の主体的な取組を支援・促進する評価を行う。さらに、評価が、長期的な目標の達成に向けた将来の活動の改善や見直しに資するものとなることも重要である。
- 教育研究を高度化・活性化する見地から、積極的な取組、特に個性豊かな大学、国際的にも存在感のある大学を目指して展開される取組についても、適切に評価することが重要である。

(3) 透明性・公正性を確保し、説明責任を果たす評価

- 国立大学法人等の教育研究の状況を適切に評価し、教育研究の発展につなげていくために、関係各界の有識者を含め、国立大学法人等の教育研究に卓越した見識を有する者の参画を得ながら、評価の専門的機関としての機構のこれまでの経験を活かして評価を行う。
- 評価方針の作成、評価体制の構築及び評価の実施の過程を通じて、透明性・公

正性の確保に十分留意する。その際、評価の目的やその方法等について、国立大学法人等とのコミュニケーションを深めながら、適正な評価を行うことが重要である。

- 国立大学法人等に対する国民の理解が深まるように、国立大学法人等の教育研究の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすことが必要である。
- 評価は、国立大学法人等はもとより、社会から見ても信頼に値するものでなければならない。このため、機構は常により良い評価システムの構築に向けて、不断の工夫・改善を重ねていく必要がある。

2 教育研究評価の方法

- 評価の方法の検討に当たっては、評価の基本方針を踏まえて、評価結果が有効・適切に活用できるものとなるよう配慮する。また、国立大学法人等にとって過重な負担とならないように、効率的な方法となるよう努める。

(1) 自己点検・評価に基づく評価

- 評価は、教育研究の質の向上や個性化に向けた国立大学法人等の主体的な取組を支援・促進するためのものである。透明性と公正性を確保しつつ、これを実効あるものとするためには、国立大学法人等が自ら厳正に点検・評価を行うことが必要である。
- 機構は、国立大学法人等の行う自己点検・評価結果や根拠となる資料・データを分析し、評価を実施する。
- 評価は、国立大学法人等が作成する自己点検・評価書（同時に提出される根拠資料・データを含む。）に基づいて行う「書面調査」と、書面調査では確認できない事項等を把握するために行う「訪問調査」とを組み合わせる実施する。
- 中期目標及び中期計画の記述の中には、国立大学法人等が自己点検・評価を行う際に、その達成状況を判断する基準や根拠資料・データを見出すことが困難ではないかと思われるような記述も見受けられる。このため、国立大学法人等においては、自己点検・評価に向けて中期目標の達成状況の判断基準や、達成状況を証明するために必要かつ適切な指標と客観的データを含む根拠資料についてあらかじめ十分に検討し準備をしておくことが望まれる。

また、機構における評価の実施に当たって、自己点検・評価の根拠資料・データに不足や不備があると判断された場合には、必要な根拠資料等の追加提出を求めることがある。

(2) 中期目標の達成状況の評価

評価単位

- 評価は、国立大学法人等ごとに法人全体を単位として実施する。
- 国立大学法人等の内部構成、また評価の項目によっては、学部・研究科等（大学共同利用機関法人においては研究所等、以下同様）それぞれの特徴を踏まえなければならない場合や、法人全体での集計値または平均値のみでは適切な評価が困難となる場合などが考えられる。このため、個々の学部・研究科等の状況を調査及び分析した上で、法人全体の教育研究の達成状況の評価する必要がある。（学部、研究科等の調査及び分析を踏まえる必要がある項目については別紙参照）
- その際、各国立大学法人等それぞれの学部・研究科等の構成・規模、歴史や立地条件などに応じた個性や法人の方針に照らして、法人全体の評価を導くことが重要である。このことを踏まえ、個々の学部・研究科等の分析等の結果をどのように法人全体の評価に結び付けるかなどについてさらに検討する。
- 特に大学共同利用機関法人の評価については、それぞれの法人の方針に照らして、法人を構成する個々の研究所等がそれぞれの特定分野において、その目的に即した機能を十分に果たしているかという視点を踏まえて、法人全体の評価を導くことが重要である。

評価対象

- 中期目標の記載事項のうち、国立大学法人においては、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」に関する記載事項について、また、大学共同利用機関法人においては、「研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標」に関する記載事項について、それぞれの達成状況の調査及び分析に基づき評価を行う。

なお、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」及び「研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標」の中に記載されている、社会との連携及び国際交流に関する事項についても同様である。

また、附属病院及び附属学校に係る記載事項については、国立大学法人の教育研究の質の向上に資するものになっているか、という視点が重要である。

- 国立大学法人等の教育研究活動の評価に当たっては、定量的・外形的な視点だけでなく、教育研究の質の面を重視する。なお、評価の客観性を高める見地から、客観的データを適宜活用する。また、教育と研究の有機的關係への配慮が必要である。

（「教育に関する目標」の達成状況の評価）

- 「教育に関する目標」の達成状況の評価するに当たっては、国立大学法人等の教育活動における個性の伸長や、優れた取組の支援・促進に資することによって、質的な向上を図る見地が重要である。また、教育の受け手である学生の立場を考慮し、教育機能の強化という視点から評価を行うことが重要である。
- このような点を踏まえながら、教育活動の成果（アウトカム）はもちろん、教育活動を支える組織編成やリソースの投入（教育活動を実施するために必要な組織編成及び人的・物的資源などのインプットのなもの）、教育活動の過程（教育活動をどのような教育課程と教育環境やサービスを提供することにより実現していくか、などのプロセス的なもの）も考慮に入れる必要がある。
また、評価を行う際には、中期計画に記載された事項の取組状況及びその機能状況、さらに、中期目標期間中に教育の質が向上したか、高い質が維持されているか、という視点が重要である。なお、国立大学法人等における積極的な取組や成果についても適切に評価する。

（「研究に関する目標」の達成状況の評価）

- 「研究に関する目標」の達成状況の評価するに当たっては、学術的な見地から独創性、先駆性等はもとより、基礎的な学問分野の継承・発展という視点と、文化、社会、経済への貢献という視点から、意義の高いものを積極的に評価することが重要である。
- このような点を踏まえながら、研究活動の成果（アウトカム）だけでなく、研究活動を支える組織編成やリソースの投入（研究活動を推進又は支援するために必要な組織編成及び人的・物的資源などのインプットのなもの）、研究活動の過程（研究活動をどのような推進施策や支援機能の展開により実現していくか、などのプロセス的なもの）も考慮に入れる必要がある。

また、評価を行う際には、中期計画に記載された事項の取組状況及びその機能状況、さらに、中期目標期間中に研究の質が向上したか、高い質が維持されているか、という視点が重要である。なお、国立大学法人等における積極的な取組や成果についても適切に評価する。

- 中期目標・中期計画に基づき、期間内に取組まれた重点領域研究やプロジェクト研究等の調査・分析に当たっては、その研究水準の判定が不可欠である。また、当該中期目標の達成状況を評価するに当たっては、その判定結果を踏まえ、各国立大学法人等がそれぞれ目標として掲げる水準に照らして行う。
- 大学共同利用機関法人の研究評価に当たっては、それぞれの法人が、特定分野の重要な研究拠点である複数の研究所等により構成されていること、また、大規模な施設設備や学術情報等の学術研究基盤を全国の大学等の研究者の共同利用に供するとともに、共同研究を行うなど、当該分野のネットワークの中心としての機能を担っていることなどに十分留意して実施する必要がある。

（「社会との連携、国際交流に関する目標」の達成状況の評価）

- 社会との連携については、国立大学法人等が、地域社会や産業界との連携及び協力の推進、社会に対する知的啓発等、教育及び研究の両面にわたって様々な社会貢献を推進することへの強い期待があることに十分配慮する。
- 国際交流についても、社会、経済、文化等の地球規模での交流の進展に伴い、国立大学法人等がさらに国際競争力を高め、教育研究活動を基盤とした交流活動や国際連携・国際貢献において積極的役割を果たすよう期待されていることに留意する。
- 評価を行う際には、中期計画に記載された事項の取組状況及びその機能状況、さらに、中期目標期間中に社会との連携、国際交流の質が向上したか、高い質が維持されているか、という視点が重要である。なお、国立大学法人等における積極的な取組や成果についても適切に評価する。

評価の項目

- 評価を行う際は、適切な評価の項目等の設定が必要である。
- 中期目標は、中期計画を策定する際の指針となるとともに、評価を行う際の基

本的な項目となる性格を有している。中期計画は、中期目標を実現するための具体的な計画であり、各項目の達成状況を評価する際の要素となる性格を有している。

このことを踏まえ、また、国立大学法人等の自主性・自律性を尊重する見地から、評価に当たっては、それぞれの国立大学法人等の中期目標の項目及び中期計画の記載内容を評価項目及び要素として設定することを基本とする。

- 中期目標・中期計画に具体的に示されていない場合でも、それぞれの国立大学法人等が、教育研究活動において、中期目標期間中に中期目標に即して顕著な成果が上がっていると判断する取組を特記できるようにする。
- 国立大学法人等の評価を行う上で、国立大学法人等に共通して不可欠であると判断される「基本的な事項」（別紙参照）を、あらかじめ国立大学法人等に提示する。

評価の表し方

- 評価結果の表し方は、国立大学法人等及び社会に対する説明の分かりやすさを考慮し、原則として、評価項目ごとに段階式で示す。さらに、それらを教育に関する目標及び研究に関する目標等ごとにとりまとめ、その結果を段階式で示すとともに、その結果を導いた理由等を記述する。その際、注目すべき質の向上が見られる状況にあるものを指摘する。また、先進的・意欲的な取組については、総合的判断の上、結果的に目標等が十分には達成されていない場合でも特記する。
- 国立大学法人等の教育研究の質の向上につなげ、国立大学法人等の教育研究の状況を社会に適切に説明するために、それぞれの国立大学法人等の優れた取組や特色ある取組、改善が必要な点など、特記すべき点を指摘するなど、各法人の特性に配慮して教育研究等に関する中期目標の達成状況全体について、記述式により評価結果を表す。

(3) 教育研究の水準に関する評価

- 教育研究の水準に関する評価は、中期目標の達成状況の評価と異なる視点から、各国立大学法人等の現況を示すものであり、重点領域研究やプロジェクト研究等、教育研究の水準に関連した中期目標がある場合、達成状況評価の参考になる。さらに国立大学法人等の教育研究活動を社会に向けて分かりやすく説明していく上でも重要な基礎となるものである。

教育水準に関する評価

- 大学教育は、学生に幅広く深い教養と専門的な学力等を身に付けさせ、その能力を高めることを目的としており、また、卒業生は獲得した能力を有効に活かすことを社会から期待されている。したがって、教育水準に関する評価においては、学生が在学中に高められた能力や卒業後の社会への貢献という教育の成果の視点が重要となる。

このため、各国立大学法人には、卒業時の能力や卒業後の社会への貢献の状況を適切に把握し分析することが求められる。さらに、教育成果の分析は、成果を生み出す過程である教育活動の状況と密接に関連していることから、教育の成果及び教育内容・方法等の2つの側面から評価することが必要である。

また、各国立大学法人は、それぞれの目的に沿った学部・研究科等の構成・規模を基に、歴史や立地条件、社会の要請などを踏まえた個性ある独自の教育活動を展開している。このため、各国立大学法人の自主性・自律性を尊重する見地から、その個性と特性に沿って評価することが大切である。

- 各国立大学法人の教育水準の評価は、当該大学の教育目的の達成に向けた取組や成果の状況全般に係る、主要な傾向や重要な特徴等を記述することによって行う。その際、各国立大学法人の教育活動は、それぞれの個性と特性に基づき、教育内容等が異なる各学部・研究科等によって担われていることから、各学部・研究科等の教育水準の判定を踏まえる。
- なお、具体的な評価の実施方法及び評価の表し方等についてはさらに検討を進める必要がある。
- 大学共同利用機関法人は、研究活動を主たる目的としており、研究活動を通じて他機関の大学院教育への支援を行うものであることから、教育水準の評価の対象とはしない。

研究水準に関する評価

- 研究に関する評価には、研究の成果の水準の判断が不可欠であり、その判定にあたっては、それぞれの学問分野・領域ごとの特性に応じた調査・分析を行う必要がある。その際、学術的な意義や、研究の成果の社会への還元に基づく効果等を重視する。

- 各国立大学法人等の研究水準は、当該大学等の研究の取り組み状況全般に係る主要な傾向や重要な特徴等を記述式で示すことにより評価する。その際、各国立大学法人等の研究活動は学問分野・領域の特性に応じた各学部・研究科等が担っていることを重視して、研究水準の評価は各学部・研究科等の研究水準の判定を踏まえる。なお、中期目標・中期計画に基づき、期間内に組み込まれた重点領域研究やプロジェクト研究等の水準判定結果は、学部・研究科等の水準判定を行う際にも活用する。

また、大学共同利用機関法人を構成する各研究所等の研究水準の判定を行うに当たっては、共同利用による成果を含める。

- なお、具体的な評価の実施方法及び評価の表し方等についてはさらに検討を進める必要がある。

(4) 評価の時期

- 国立大学法人評価委員会の審議で、評価結果を次期の中期目標・中期計画の内容や次期の中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映させる観点から中期目標期間6年間のうち、6年度目の早い時期に、暫定的な評価結果を明らかにする必要があり、当面、5年度目に暫定評価を行うことを念頭に検討することとされている。
- この場合、おおむね中期目標期間の最初の4年度間における業務を評価することになるので、5年度目及び6年度目を含めた6年間の業務実績の取り扱いについては、別途検討する必要がある。

(5) 意見の申立て

- 評価結果を確定する前に、透明性・公正性・正確性を確保するため、その内容をそれぞれの国立大学法人等に通知した上で、意見の申立てを受ける。
- 意見の申立ては、自己点検・評価書の内容又は根拠資料・データに対する事実誤認等が評価結果に影響を及ぼしていると国立大学法人等が判断する場合に行うことができるものとする。また、意見の申立ての手続は書面により行い、その機会は一回とする。
- 申立てへの対応は、委員会の下に設置する審査会において、当該国立大学法人

等の評価を担当した部会等の意見を聴取した上で審議し、その結果に基づいて委員会が決定する。

(6) 確定した評価結果の提供・公表

- 確定した評価結果は、次期中期目標・中期計画に反映できるよう、国立大学法人評価委員会及びそれぞれの国立大学法人等へ提供するとともに、社会に向けて公表する。

なお、意見の申立ての内容とこれに対する委員会の対応についても、社会に対する説明責任を果たす見地から、原則として確定した評価結果と併せて公表する。

3 教育研究評価の実施体制

(1) 評価組織

- 評価のスケジュールに合わせて、効果的・効率的に評価を実施するため、委員会の下に必要な応じて部会等を設ける。
- 具体的には、委員会の下にそれぞれの国立大学法人等を担当する部会等を設置することが考えられる。部会等の人数、構成等については、評価の実施方法と併せて、検討する。
- 教育研究の水準に関する評価に当たっては、学問分野・領域ごとに調査及び分析を行う必要がある。そのため、それぞれの国立大学法人等を担当する部会とは別に、学問分野・領域ごとに、その学問的見識を有する専門家を集めた水準判定を行う部会を設ける。
- 評価の手順や方法、あるいは評価結果について調整が必要な場合に備えて、横断的な調整組織の設置についても検討する。

(2) 評価者

- 評価の実施には、関係各界の有識者を含め、国立大学法人等の教育研究に卓越した見識を有する評価者が多数必要である。
評価者の選定に当たっては、評価者の所属組織、専門分野、地域性等に偏りが生じないように配慮する。また、選定過程における透明性の確保に努める。

- 評価を実効性あるものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした、信頼性の高い評価を行う必要がある。このため、評価者が共通理解の下で、公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等に関するマニュアルを整備し、それに基づく十分な研修を実施することが重要である。
- 評価者が評価活動に従事しやすい条件や環境の整備に配慮すべきである。

【関連事項】

(1) 教育研究評価に必要な情報・データの収集・蓄積

- 評価に必要な情報・データの収集・整理は膨大な作業を要する。それぞれの国立大学法人等が、教育研究評価における自己点検・評価書の作成の際に、この作業の全てをまとめて行うことには、困難が伴うことが予想される。また、急造の根拠資料・データは内容の正確さを欠いたり、自己点検・評価の裏付けとしては不十分であったりすることがある。その結果、追加提出が必要となる場合も少なくないと考えられる。

このため、国立大学法人等においては、評価に必要な情報を定期的に収集・整理し、評価の根拠資料・データとしての有用性を確認しつつ、利用可能な形で積み重ねておくことが重要である。

- 評価に必要な情報・データを、評価の実施直前の時期に一括して収集・分析しようとする、国立大学法人等及び機構双方にとって膨大な作業が一時期に集中することになる。このような事態を避け、評価の円滑な実施を保証するためには、国立大学法人等が評価実施以前の早い時期から、必要と考えられる情報・データを収集・分析し、効率的に準備しておくことが肝要である。

現在機構が検討を進めている大学情報データベースは、評価に必要な情報・データの定期的な収集・蓄積を支援し、国立大学法人等における自己点検・評価作業の効率化に資するものである。国立大学法人等の協力を得ながらできるだけ早期に構築されることが強く望まれる。

- 機構においては、大学情報データベースの構築と並行して、今後、国立大学法人等の中期目標等を踏まえつつ、それぞれの項目等に応じて、一般的にどのような視点から評価を行い、どのような指標や根拠資料が有用なのかについての事例などを含め、適切な情報提供に努めることが必要である。

- 機構が実施する教育研究評価は、国立大学法人評価委員会の要請を受けて行うものである。したがって、評価に関する情報・データの機構への提出については、国立大学法人評価委員会から国立大学法人等に対し、要請してもらうことが望ましい。

なお、情報・データの提出方法、提出時期等については、機構が、国立大学法人等の状況も考慮して、具体的な検討を進める必要がある。

- 国立大学法人評価委員会が行う各年度終了時の評価（以下「年度評価」という）においては、教育研究に係る専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的・客観的な進捗状況の確認と、特筆すべき点や遅れている点について示すものになっている。

機構の教育研究評価の準備や実施に当たって、年度評価結果とその関係資料を参考にするかどうか、参考にする場合には、どのような方法が考えられるかを検討する。

(2) 国立大学法人評価と大学機関別認証評価との関係

- 国立大学法人評価と大学機関別認証評価は、制度的には別個のものであり、それぞれの評価をその趣旨・目的に即して適切に実施し、その評価の質を確保することが必要である。このため、特定の時期に業務が過度に集中することによって評価活動に支障が生じることがないように、評価のスケジュールについて十分配慮する必要がある。

- 国立大学法人においては、両評価の実施時期の重なりを避けて、作業上の負担を適度に分散させることにより、教育研究活動の円滑な推進の確保とそれぞれの評価結果の一層有効な活用を図ることができると考えられる。

機構にとっても、特定年度に各種の評価業務が過度に集中することが避けられることは、評価の質を確保する見地からも望ましい。

機構が評価を行う上で共通して不可欠であると判断する基本的な事項

国立大学法人

印：学部、研究科等の調査・分析を必ず踏まえた上で法人全体の分析を行う必要があると考えられる事項

各事項に共通する理由

国立大学法人における教育研究の実施主体は、法人を構成している学部・研究科等である。このため、各国立大学法人全体の評価を適切に行うためには、それぞれの分野の特徴を踏まえた分析が必要となる場合や、法人全体での集計や平均だけでなく、学部・研究科等ごとのデータが必要となる場合がある。

留意事項

印が示されていない他の「基本的な事項」についても、各国立大学法人は、それぞれの特色に則して、必要に応じて、学部・研究科等の調査・分析を踏まえることとする。

【教育】

中期目標(評価項目)	中期計画(要素)
1.教育の成果に関する目標	1)教育の成果に関する目標を達成するための措置
2.教育内容等に関する目標	2)教育内容等に関する目標を達成するための措置
3.教育の実施体制等に関する目標	3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
4.学生への支援に関する目標	4)学生への支援に関する目標を達成するための措置

基本的な事項
○ 学生が在学中に身に付けた教養、学力や能力の状況 分析事例 ・単位取得、進級及び学位取得などの各段階の状況 ・学生の授業評価結果等 ○ 卒業（修了）後の進路の状況と社会からの評価 分析事例 ・進学や就職などの卒業後の状況 ・卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの評価結果等
○ 学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況 分析事例 ・学生受入方針（アドミッション・ポリシー）の明確な策定 ・学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生受入方策とその実施状況 ○ 教育課程の編成の取組とその実施状況 分析事例 ・教育課程の体系的な編成 ・教育課程の編成上の配慮 ○ 授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法の取組とその実施状況 分析事例 ・教育課程に沿った授業形態等 ・シラバスの内容と活用のための配慮 ・教育方法等についての配慮 ・履修上のガイダンス ○ 成績評価の取組とその実施状況 分析事例 ・成績評価基準の設定とその実施状況 ・学位の授与方針・基準の設定とその実施状況
○ 教育実施組織の整備状況 分析事例 ・学科（課程）・専攻等及び教養教育の構成 ・教員組織の構成 ・教員の採用基準や昇格基準等の整備とその機能状況 ○ 教育関連施設・設備の整備とその活用状況 分析事例 ・教育課程の展開に必要な教育施設・設備の整備とその活用状況 ・情報ネットワーク、図書等の整備とその活用状況 ○ 教育活動を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況 分析事例 ・教育活動を組織として評価する体制 ・評価結果を改善に結び付けるシステムの整備とその機能状況 ・教育内容等の改善を図るための組織的な研究・研修体制（ファカルティ・ディベロップメント）
○ 学習に対する支援体制及び自主的学習環境の整備とその活用状況 分析事例 ・学習の相談・助言体制の整備とその活用状況 ・自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等）の整備とその活用状況 ○ 学生生活に対する支援体制の整備とその活用状況 分析事例 ・健康相談・生活相談・進路相談等の体制の整備とその活用状況 ・経済面の支援（例えば、奨学金、授業料免除等）に関する取組 ・外国人留学生に対する支援体制の整備とその活用状況
○ 教育目標及び教育全般の状況の周知及び公表の取組状況 分析事例 ・教育目標の学内外への周知・公表 ・学生受入方針の学内外への周知・公表 ・学生支援に関する周知・公表

【研究】

中期目標(評価項目)	中期計画（要素）
1.研究水準及び研究の成果等に関する目標	1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
2.研究実施体制等の整備に関する目標	2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

基 本 的 な 事 項
○ 研究の成果の状況 - 分析事例 ・重点的に取り組む領域における研究成果の状況とその水準 ・組織の研究成果の状況とその水準 ○ 成果の社会への還元に関する取組とその実施状況 - 分析事例 ・研究成果の社会への情報提供に関する取組 ・研究成果や知的財産等の社会への移転・還元に関する方策 ・研究活動の社会との連携等に関する方策 ○ 研究水準・成果の検証に関する取組とその実施状況 - 分析事例 ・研究の水準・成果の検証に関する学内外の評価体制とその機能状況
○ 研究体制の整備とその機能状況 - 分析事例 ・研究組織の弾力化 ・研究活動を活性化するための体制 ・研究環境の整備管理体制 ・萌芽的研究等を育てる方策 ・研究資金の獲得・配分・運用に関する方策 ○ 研究支援体制の整備とその機能状況 - 分析事例 ・研究支援に携る教職員の配置 ・施設・設備の円滑な利用体制 ・共同研究に対するサービス機能 ・施設・設備の共同利用に対するサービス機能 ○ 研究活動を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況 - 分析事例 ・研究活動を組織として評価する体制 ・評価結果を改善に結び付けるシステムの整備とその機能状況
○ 研究目標及び研究全般の状況の周知及び公表の取組状況 - 分析事例 ・研究目標の学内外への周知・公表 ・研究支援に関する周知・公表

【社会との連携、国際交流等】

中期目標(評価項目)	中期計画（要素）
1.社会との連携、国際交流等に関する目標	1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

基 本 的 な 事 項
○ 社会との連携及び協力に関する取組とその実施状況 - 分析事例 ・社会との連携及び協力に関する取組や活動を運営・実施する体制 ・社会との連携及び協力に関する取組や活動の計画・内容及び実施方法 ・大学等が有する資源（人材、知的資産、資金、立地条件、設備、施設等）の活用状況 ・連携（協力）先に対する配慮（研究者情報の提供、社会からのアクセス方法の工夫、対応の迅速性、等） ・連携（協力）活動及び研究成果の活用の実績 ○ 国際的な連携及び交流活動に関する取組とその実施状況 - 分析事例 ・国際的な連携及び交流活動に関する取組や活動を運営・実施する体制 ・国際的な連携及び交流活動に関する取組や活動の計画・内容及び実施方法 ・国際的な連携及び交流活動に関する取組や活動の実績 ・外国人留学生の受け入れと日本人学生の海外派遣に関する取組や活動の実績 ○ 活動状況を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況 - 分析事例 ・取組状況や問題点を把握する体制や取組 ・学内及び学外者の意見（社会のニーズ、連携及び協力相手の意見）等を把握する体制や取組 ・取組の中での問題点や把握した意見を有効に改善に結び付けるシステムの取組とその機能状況

大学共同利用機関法人

各研究所等の調査・分析が必要な理由

各大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画については、個々に独自の目的・計画を有する研究所等ごとの記述も多く、また、研究所等は、それぞれの特定分野の中核的な機関としての性格を有しており、研究等の活動の実施主体となっているため、各共同利用機関法人においては、各事項でそれぞれの研究所等ごとの特徴を踏まえた調査・分析が原則的に必要である。
ただし、研究所等が一体的な運営のため、個別の調査・分析が困難な事項については、その状況に応じた調査・分析を行う。

【研究】

中期目標(評価項目)	中期計画 (要素)	基 本 的 な 事 項
1.研究水準及び研究の成果等に関する目標	1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	○ 研究の成果の状況 分析事例 ・重点的に取り組む領域における研究成果の状況とその水準 ・組織の研究成果の状況とその水準 ・共同利用・共同研究における研究成果の状況 ○ 成果の社会への還元に関する取組とその状況 分析事例 ・研究成果の社会への情報提供に関する取組 ・研究成果や知的財産等の社会への移転・還元に関する方策 ・研究活動の社会との連携等に関する方策 ○ 研究水準・成果の検証に関する取組とその状況 分析事例 ・研究の水準・成果の検証に関する法人内外の評価体制とその機能状況 研究の成果には、法人単独での研究による成果のほか、共同利用・共同研究により得られた成果など、研究成果全体を含む。 (その中で、共同研究・共同利用において他機関の得られた成果については、【共同利用】の「共同利用・共同研究の成果から判断される大学等への貢献の状況」においても扱う。)
2.研究実施体制等の整備に関する目標	2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	○ 研究体制の整備とその機能状況 分析事例 ・必要な研究体制の構築 ・研究組織の弾力化 ・研究活動を活性化するための体制 ・研究環境の整備管理体制 ・萌芽的研究等を育てる方策 ・研究資金の獲得・配分・運用に関する方策 ○ 研究支援体制の整備とその機能状況 分析事例 ・研究支援に携る研究者・技術者の配置 ・施設・設備の円滑な利用体制 ・法人内の各研究所等の間の研究に関する連携・協力の取組 ○ 研究活動を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況 分析事例 ・研究活動を組織として評価する体制 ・評価結果を改善に結び付けるシステムの整備とその機能状況
		○ 研究目標及び研究全般の状況の周知及び公表の取組状況 分析事例 ・研究目標の法人内外への周知・公表 ・研究支援に関する周知・公表

【共同利用】

中期目標(評価項目)	中期計画 (要素)	基 本 的 な 事 項
1.共同利用等の内容・水準に関する目標	1)共同利用等の内容・水準に関する目標を達成するための措置	○ 共同利用・共同研究の内容に関する取組とその実施状況 分析事例 ・研究装置、環境・資源等の整備・提供 ・各研究所等有する優れた資源を活かした共同研究の推進 ○ 共同利用・共同研究の成果から判断される大学等への貢献の状況 分析事例 ・研究装置、環境・資源等の利用状況 ・大学等の共同利用者・共同研究者の研究成果
2.共同利用の実施体制等に関する目標	2)共同利用の実施体制等に関する目標を達成するための措置	○ 共同利用・共同研究の実施体制の整備とその機能状況 分析事例 ・必要な共同利用・共同研究体制の構築 ・共同利用・共同研究を推進するための体制 ○ 共同利用・共同研究の支援体制の整備とその機能状況 分析事例 ・共同利用・共同研究の支援に携わる教職員の配置 ・共同利用者・共同研究者の受け入れ体制 ○ 共同利用・共同研究活動を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況 分析事例 ・共同利用・共同研究活動を組織として評価する体制 ・評価結果を改善に結び付けるシステムの整備とその機能状況

- 共同利用・共同研究の目標及び共同利用・共同研究全般の状況の周知及び公表の取組状況 - 分析事例 - 共同利用・共同研究の目標の法人内外への周知・公表 - 共同利用・共同研究の支援に関する周知・公表

【教育】

中期目標(評価項目)	中期計画（要素）
1.大学院への教育協力等に関する目標	1)大学院への教育協力等に関する目標を達成するための措置
2.人材養成に関する目標	2)人材養成に関する目標を達成するための措置

基 本 的 な 事 項
- 研究指導実施体制等の整備とその機能状況 - 分析事例 - 総合研究大学院大学との連携による大学院教育 - 総合研究大学院大学以外の機関との協力に基づく大学院教育 - 学生支援体制 - 研究指導の内容、方法に関する取組と実施状況 - 分析事例 - 各研究所等の特色を活かした指導 - 大学院生等が身に付けた学力や能力の状況 - 分析事例 - 単位の取得、学位の取得などの状況 - 大学院修了後の活動の状況 - 大学院への教育協力等に関する活動を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況 - 分析事例 - 大学院への教育協力等に関する活動を組織として評価する体制 - 評価結果を改善に結び付けるシステムの整備とその機能状況
- 人材（若手研究者等）養成の実施に係る体制及び内容、方法等に関する取組とその実施状況 - 分析事例 - ポストドクトラル・フェローシップ等各種制度を利用した若手研究者等の受け入れ体制 - 若手研究者等の研究活動の支援等人材養成に関する取組 - 若手研究者等が身に付けた能力や進路等の状況 - 分析事例 - 若手研究者等の受け入れ実績 - 若手研究者等の研究成果や進路等 - 人材（若手研究者等）養成に関する活動を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況 - 分析事例 - 人材養成に関する活動を組織として評価する体制 - 評価結果を改善に結び付けるシステムの整備とその機能状況

【社会との連携、国際交流等】

中期目標(評価項目)	中期計画（要素）
1.社会との連携、国際交流等に関する目標	1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

基 本 的 な 事 項
- 社会との連携及び協力に関する取組とその実施状況 - 分析事例 - 取組や活動を運営・実施する体制 - 取組や活動の計画・内容及び実施方法 - 法人又は研究所等が有する資源（人材、知的資産、資金、立地条件、設備、施設等）の活用状況 - 連携（協力）先に対する配慮（研究者情報の提供、社会からのアクセス方法の工夫、対応の迅速性、等） - 連携（協力）活動及び研究成果の活用の実績 - 国際的な連携及び交流活動に関する取組とその実施状況 - 分析事例 - 取組や活動を運営・実施する体制 - 取組や活動の計画・内容及び実施方法 - 取組や活動の実績 - 活動状況を組織として評価し、質の向上に活かす体制の整備とその機能状況 - 分析事例 - 取組状況や問題点を把握する体制や取組 - 組織内及び学外者の意見（社会のニーズ、連携及び協力相手の意見）等を把握する体制や取組 - 取組の中での問題点や把握した意見を有効に改善に結び付けるシステムの取組とその機能状況

教育研究の状況についての評価の流れ(イメージ)

